

一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託に関する実施要綱

（目的）

第1条 国頭地区行政事務組合（以下「組合」という。）の構成村（国頭村、大宜味村、東村）から発生する一般廃棄物の収集及び運搬に関する業務委託に関し必要な事項を定め、地域の生活環境及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（業務の実施）

第2条 前条の目的を達成するため、組合は毎年度予算の範囲内で業務委託料を支払うものとし、収集及び運搬業務は祝祭日にかかわらず組合の指定する日程で実施するものとする。ただし、1月1日から1月3日はその限りではない。

（業務受託資格者）

第3条 本業務を受けようとする者は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- （1）国頭村、大宜味村、東村収集運搬業務については、国頭村、大宜味村、東村のどちらかに住所を有する者（法人にあっては、本社・営業所を有する者）
- （2）業務を遂行するに足りる人員を有していると認められる者であること。
- （3）国頭村、大宜味村、東村租税（国保税、固定資産税、村県民税、軽自動車税）について滞納のない者。（法人にあっては、法人税・法人村民税）
- （4）収集区域の地理に精通し、ごみ収集運搬を行うに必要な能力を有する者。
- （5）受託者が自ら受託業務を実施する者であること。
- （6）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- （7）運転手については、大型自動車運転免許又は中型自動車運転免許同等を有する者。
- （8）その他管理者が必要と認めた要件を満たしていること。

（資格選考委員会）

第4条 前条の資格審査をするため、選考委員会を設置することができる。

（選考委員）

第5条 選考委員は、組合管理者、組合事務局長、組合衛生課長、組合消防本部総務課長で構成する。

（委託契約）

第6条 組合管理者は第3条の書類を審査し、資格条件を有する者について選考委員会で決定するか又は見積競争入札に付し、最低見積者と委託契約を行う。業務内容に必要な条件は契約書及び仕様書で定める。

（受託件数）

第7条 本業務の受託件数は、3村（国頭村、大宜味村、東村）で4件とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。